

松戸市市民交流会館 指定管理者候補者審査委員会 議事録（第1回）

1. 日時

平成28年5月13日 15時00分～16時15分

2. 場所

松戸市役所 新館5階 市民サロン

3. 出席者

〈審査委員〉

委員長 安登 利幸氏（学識経験者） 副委員長 平林 大介 市民部長（市職員）

委員 飯田 直彦氏（学識経験者） 委員 中田 範子氏（学識経験者）

委員 渡部 俊典 行政経営課長（市職員）

委員 向後 文大 市民自治課長（市職員）

〈事務局〉

市民部 市民自治課 鈴木主査、吉川主任主事、浅井主事

4. 次第

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 配布資料について
- (3) 審査シートについて
- (4) その他

5. 配布資料

- (1) 松戸市指定管理者候補者審査委員会名簿
 - (2) 利害関係確認書
 - (3) 審査シート及び参考資料
 - (4) スケジュール
 - (5) 松戸市指定管理者の手續等に関する条例
 - (6) 松戸市指定管理者の手續等に関する条例施行規則
 - (7) 松戸市市民交流会館条例
 - (8) 松戸市市民交流会館条例施行規則
 - (9) 松戸市市民交流会館 仕様書
- 別冊 松戸市市民交流会館 指定管理者指定申請書

6. 議事概要

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 配布資料について
- (3) 審査シートについて
- (4) その他

(1) 委員長及び副委員長の選任について

〈事務局説明〉

・松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、委員長及び副委員長各1名を、委員の互選により決めることとなっております。まず、委員長につきましてどなたか立候補又はご推薦をお願いいたします。

〈委員からの主な意見等〉

・委員長には、安登委員が前回のプロポーザル審査において委員長をなさっていましたので今回委員長に適任ではないでしょうか。

事務局) 安登委員を委員長にとのご推薦がありましたが、これにご異議ございませんでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

・異議なし

事務局) では、安登委員が委員長に選出されました。

〈委員長説明〉

・引き続きまして、副委員長の選出についてですが、どなたか立候補又はご推薦をお願いします。

(推薦がなかったので)

〈委員長説明〉

・副委員長としては、市の職員の中から、市民部長である平林委員に副委員長をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

・異議なし

(委員長説明)

- ・副委員長は、市民部長が選出されました。

(2) 配布資料について

〈委員長説明〉

- ・事務局から説明をお願いします。

事務局) 配布資料(1)～(9)と別冊について説明。

(2) 利害関係確認書の記入及び回収

(委員長説明)

- ・今の事務局からの説明に対し、質問がありましたらお願いします。

委 員) 審査の時にいらっしゃるのはどういった方々でしょうか。

事務局) 申請者であるPPP新松戸(株)関係者及びグループ会社である指定管理業務予定者のシダックス大新東ヒューマンサービス(株)の担当となります。この担当よりプレゼンテーションを行ってもらい、その上で分からない部分等についての質疑応答を予定しております。

委 員) その中には、前回のプレゼンテーションにいらした方も含まれるのでしょうか。

事務局) 事業者の誰がいらっしゃるかの確認はしておりません。

委 員) PPP新松戸(株)とシダックス大新東ヒューマンサービス(株)の両方が連名で指定管理者になられるのですか。PPP新松戸(株)とシダックス大新東ヒューマンサービス(株)の関係を整理していただければと思います。

事務局) 基本的にはPPP新松戸(株)が事業者になりますが、グループ会社の一員であるシダックスが事業を行います。

(3) 審査シートについて

〈委員長説明〉

- ・事務局から説明をお願いします。

事務局) 配布資料(3) 審査シートをご覧ください。表の一番左の列に記載の(1)～(6)の選定基準は、条例及び規則にありまして、それを転記したものです。その基準を

具体的に落とし込んだものが細目となります。

実際の採点の方法ですが、細目の下にどの様に評価するか、という基準があります。例えばナンバー1の「防災機能に関する業務」については、その下に評価のポイントとして「業務仕様書に記載された業務について、現実的で効果的な提案がなされているか」という記述があります。この部分と指定管理者事業計画の提案内容を確認いただいた上で、審査シートの評価基準の0～3点のどこに該当するかを判断し、点数を付けていただくこととなります。

評価基準の4段階は、項目ごとに変わってきますが、基本的な考え方を申し上げますと、その項目について、「その必要性を認識していない」が0点、次に「必要性は認識しているものの具体的な提案までには至っていない」が1点、次に「事業内容が示されていて、ある程度の効果または実現が期待できる」が2点、一番点数が高いのは「事業内容が示され、よりよい高い効果や実現が期待できる」が3点となります。

各項目の配点ですが、全て3点満点となり全部で25項目ありますので、合計で75点満点となります。なお、条例上の選定基準（1）施設の設置目的を達成するものであることの項目数が全部で10個と、一番多く設定しておりますが、これは、本会館の乳幼児や子供の利用スペースが大きな比重を占めており、指定管理者の業務も多岐に渡ることから、あえて項目数を多くし、より厳密に評価を行いたいと考え設定いたしました。

ただし、条例上の選定基準（1）～（6）についての配点は全て20点とするという市のルールがございますので20点満点を基準にした場合に、何点になるのか、という平準化の計算を事務局で行います。それを行いますと、75点満点が120点満点に変わるということになります。

また、審査の最低基準でございますが、平準化後の点数が120点中80点以上を合格としたいと考えております。

これは、全ての細目について、評価基準の4段階のうち、次点である「事業内容が示されていて、ある程度の効果または実現が期待できる」となった場合の合計点である80点を基準と考えました。

次に、審査項目の中には、指定管理者事業計画からは、審査しにくい項目が2箇所ございますので、そちらを説明いたします。

審査シート2枚目のナンバー16の「管理経費を適正に捉えているか」ですが、こちらは、別冊の指定管理者指定申請書の中の資料に、市が直営で管理した場合の積算書と比較する資料がありますので、こちらを参考に審査いただきたいと思います。

次に、同じく 2 枚目のナンバー 18 の「経営の安定性はどうか」ですが、中小企業診断士による診断書が別冊資料に添付されておりますので、それをご覧いただき採点していただければと思います。

なお、診断書の結果は、指定管理者となる P P P 新松戸（株）が「経営はやや不安であると判断できる」という評価であり、実際の指定管理業務を担当するシダックス大新東ヒューマンサービス（株）は、「経営は安定している」という評価でございます。

これは、P P P 新松戸（株）自体が、学校跡地事業を実施するために立ち上げた特別目的の会社であり、売り上げや会社の規模、継続性の面で判定ができなかったことによります。

以上が審査シートの説明になります。

続いて、審査シートの参考資料ですが、こちらは、各々の審査項目について、指定管理者事業計画のどの部分が該当するのか、事務局側で事前に確認させていただいたものです。

あくまで参考にしていただくという事によろしく申し上げます。

以上が審査シート及び参考資料の説明となります。
何かご意見やご質問等がありましたらお願いします。

委員) 仕様書は市が作成ですか、それとも事業者の作成でしょうか。

事務局) 市の作成です。

委員) では、市がこのような仕様で事業を行ってくださいと示し、それに対し事業者がこのような提案で事業を行っていききたいというプレゼンテーションが行われるということですね。

事務局) そのとおりです。

委員) 仕様書は今回のものですか。それとも、元々の仕様書でしょうか。

事務局) 今回の指定管理のために作成し直しました。

委員) 前回 24 年度のものとは変わっているということでしょうか。

事務局) 双方で協議を行い、事業計画の一部見直しを図っておりますので、今回仕様も再検討し作成いたしました。

委員) 前回と大きく変わった部分はどういった内容でしょうか。

事務局) 大きくは、小学校跡地建物が2階建てから1階建てに変更となったことに伴い、部屋のレイアウトの変更(2階部分にあった工作室、料理教室、図書閲覧スペース、印刷機などがなくなった)が行われたことがございます。

委員) 施設の名称が、「松戸市市民交流会館」と使用用途が幅広くなることが予測される名前となったことにより、子ども向けの機能が少なくなってしまうのでは等の心配が市民の方々より寄せられていますが、機能的な部分についても何か変更はあるのでしょうか。

事務局) 当初より考えられていた、6つの機能で事業を行っていく方向性は変わっておりませんし、その中で「子どもを育む機能」にかかるイベントや事業を行っていくということについても変わっておりません。

また、事業のひとつである敷地の半分を売却し若い世代を呼び込む為の住宅を整備しておりますので、親子の利用者が増えることが期待されます。

委員) 次回のプレゼンの時間はどのくらいでしょうか。

事務局) 20分~30分程度と考えております。

事務局) 評価項目、評価基準については、記載のとおりということでよろしいでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

- ・特になし

事務局) この場ですぐに提案というのは難しいこともあるかと思っておりますので、実際に採点をしていった中で修正等がありましたら、第2回目の会議の際にお願いいたします。

(4) その他

〈委員長説明〉

- ・その他、何かありますでしょうか。

〈委員からの主な意見等〉

- ・特になし

事務局) その他、なにか質問等がございましたら、市民自治課宛にメールをいただき、第2回審査委員会において回答いたします。また、本日お配りした資料一式につきましては、第2回目の会議においても必要となりますので、忘れずにお持ちください。

〈委員長説明〉

以上で、第1回松戸市指定管理者候補者審査委員会を終了いたします。